

# 中間決算公告

平成21年12月22日

東京都千代田区永田町2丁目11番1号  
 スタンダードチャータード銀行在日支店  
 日本における代表者 パトリック・ジョルジュ・ジロ

## 中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	109,983	預渡性預金	389,507
コルポ勘定	2,619	譲渡性預金	-
債券貸借取引支払保証金	-	コルマネ	41,133
買入手形	-	売現先勘定	-
買入金銭債権	8,571	債券貸借取引受入担保金	-
商品有価証券	-	売渡手形	-
金銭の信託	-	コマシャル・ペーパー	49,955
有価証券	137,423	借入金	3,000
貸出金	151,354	外国為替	18,228
外国為替	54,701	その他の負債	89,213
その他の資産	83,686	未払法人税等	70
有形固定資産	219	リース負債	-
無形固定資産	63	その他の負債	2,072
繰延税金資産	1,767	賞与引当金	414
支払承諾見当	109,400	退職給付引当金	-
貸倒引当	3,982	特別法上の引当金	-
本支店勘定	110,751	金融商品取引責任準備金	-
	△	繰延税金負債	66
		のれん	-
		支払承諾	109,400
		本店勘定	65,915
		小計	766,836
		利益準備金	1,410
		中間繰越利益剰余金	△ 1,784
		その他の有価証券評価差額金	97
		繰延ヘッジ損益	-
		土地再評価差額金	-
合 計	766,559	合 計	766,559

中間損益計算書 } 平成21年 4月 1日から  
平成21年 9月 30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	6,117
資金運用収益	3,775
(うち貸出金利息)	1,147
(うち有価証券利息配当金)	499
役員取引等収益	1,430
その他業務収益	911
その他経常収益	-
経常費用	6,347
資金調達費用	1,716
(うち預金利息)	1,410
役員取引等費用	114
その他業務費用	55
営業経常費用	4,460
その他経常費用	-
経常損失	229
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純損失	208
法人税、住民税及び事業税	46
法人税等調整額	△ 116
法人税等合計	△ 70
中間純損失	138
前期繰越利益剰余金	△ 1,646
利益準備金積立額	-
利益準備金取崩額	-
本店への送金	-
(本店からの補てん金)	-
中間繰越利益剰余金	△ 1,784

注記

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 該当なし

(2) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法 時価法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法 定額法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 決算日の電信仲値相場
- ④ 貸倒引当金の計上方法

一般貸倒引当金については、法人向け内部モデルにより計算された1年分の期待損失額を計上しております。また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に対する債権についてDCF法に基き計上しております。なお個人向け貸付金については90Days-Past-Due基準もしくは即時引当金基準によって、個別の債権について必要な貸倒引当金を計上しております。

⑤ 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

- ⑥ リース取引の処理方法 該当なし
- ⑦ ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ
- ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし
- ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 時価法
- ⑩ その他採用した重要な会計方針 該当なし

(3) 会計方針の変更

- ① 会計処理の原則又は手続の変更 該当なし
- ② 表示方法の変更 該当なし

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

- 一 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし
- 二 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当なし
- 三 その他有価証券で時価のあるもの

(単位 百万円)

種類	当中間期貸借対照表日（平成21年9月30日現在）				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	80,997	81,001	3	4	△1
地方債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
その他	56,258	56,422	163	175	△12
合計	137,256	137,423	167	180	△13

(5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

破綻先債権: 4,230 百万円

- (6) 担保に供している資産 有価証券 11 百万円
- 担保に係る債務 該当なし

(7) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

該当なし

(8) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象

該当なし

(9) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項

該当なし

(10) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項

該当なし

(11) 資産の部の有価証券中の社債に係る保証債務の額

該当なし

(12) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

該当なし

#### **[中間損益計算書関係]**

本部経費負担額は以下の通りです。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 直接経費（派遣職員給与等） | 214 百万円   |
| (2) 間接経費割当額       | 1,089 百万円 |